

平成25年(ワ)第1992号 損害賠償請求事件

平成26年(ワ)第422号 損害賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外81名

被 告 国、東京電力株式会社

準 備 書 面 14

(本件で侵害された利益)

平成27年6月29日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 弁護士 古 殿 宣 敬

同 辰 巳 裕 規

同 日 野 哲 志

同 前 田 麻 衣

同 坂 本 知 可

同 秋 山 侑 平

同 清 田 美 夏
外

第1 はじめに

本準備書面においては、訴状及び被害実態に関する準備書面4において述べた原告らの被侵害利益を詳述する。

訴状においては、本件事故によって原告らの「平穏生活権」と「人格発達権」という2つの人権が侵害され、本件原発事故被害者らに対して、日常的恒久的に全人格的被害が発生したと主張している（訴状128頁）。

本書面においては、上記のような原告らの被侵害利益を包摂する権利法益として「包括的生活利益としての平穏生活権」という上位概念を主張する。「包括的生活利益としての平穏生活権」の意義について詳述した上で、権利の性質上、権利侵害が避難の前後を通じて継続していることを明らかにする。

第2 被侵害利益～「包括的生活利益としての平穏生活権」の意義

1 「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害こそ被害の本質であること

(1) 本件事故で被害者が失ったもの、それは「原発事故前の生活」そのものである。

人は、居住する場所を選択し、その地域で、家庭を築き、また、学校、職場、地域社会などを通じて様々な人間関係を築くことにより各種の共同体を形成し、それらの共同体（物的施設等も含む。例えば、家族という共同体の構成要素である自宅など）から多くの利益を受けて生活している。原告らは、本件事故前まで自然豊かな「うつくしま」と称される地域で、家族、地域と繋がり、共同体を形成し、生活を送ってきた。

本件事故は、原告らのこのような「原発事故前の生活」そのも

のを、根底から破壊した。事故以降、原告らは日々の生活を送りながら、常に放射線量を意識せざるを得ない生活を余儀なくされることとなった。福島に住む人々が築き上げてきた人間関係、地位、財産、習慣や思い出等の様々な要素から、被害者を引き離し、そして分断したのである。

本件事故によって破壊されたものは、原告らの平穏な日常生活、社会生活関係の全てであり、今後どのような生活を続けようとも、以前と同じような生活を取り戻すことはできないのである。

(2) このような被害は、福島県から避難した者らはもちろん、家族らと分断されて福島県内に滞在している者らについても等しく及んでいる。滞在地に留まっていたとしても、その生活は一変しており、従前と同様の「平穏で安全な社会生活を営むこと」ができなくなったことには何ら変わりはない。

そして、ここでいう「平穏で安全な社会生活」とは、自己が選択した場所に居住し、そこで安全かつ平穏に生活し、人格を発達させ、内心の静穏を害されないと、我が国で生活する個人が自然に有している基本的な権利を享受しながら営むものをいうのである。

(3) このような共同体、地域社会などから享受する利益は、個々の利益ごとに個別に観念することも可能であり、従来はそのように理解されてきたように思われる。

しかし、極めて強大な脅威により、これらの利益の全て、あるいはその多くの部分が同時に侵害された場合、個別の利益を分析的に把握し、積み上げることは必ずしも適切ではない。なぜなら、これらの利益の全て、あるいはその多くの部分が同時に侵害されてしまうと、個々の利益の侵害に止まらず、そもそも日常生活が

成り立たなくなり、あるいは、日常生活そのものに深刻な支障を生じてしまうからである。そのダメージの深刻さは、個々の利益の侵害を個別に評価してそれを合算した場合とは比較にならない程重大なものであると評価できる。

言い換えるならば、人が人として生きる基本的な権利が総じて侵害されているものであり、様々な法益が複合的かつ相互に関連し、影響し合っていることが考慮されなければならず、被侵害利益を個別かつ相互に切り離し分類することは不可能であり、また適切でもないというべきである。

- (4) 原告らは、訴状において、原告らの被侵害利益として、大きく平穏生活権と人格発達権の侵害であると構成した。同時にこれらの人権侵害が、相互に密接に関連し、本件原発事故被害者らに対して、日常的恒久的に全人格的被害（損害）をもたらしているとも指摘しているように、原告らの被侵害利益は、様々な法益が複合的かつ相互に関連し、平穏生活権と人格発達権だけを個別に評価することで足りるものではない。

むしろ被侵害利益については、これらの中心的な諸要素を含んだ、憲法13条に由来する包括的な人格権そのものというべきであって、これを「包括的利益としての平穏生活権」（住みたい場所において、平穏で安全な社会生活を営む権利）ということができる。

この「包括的生活利益としての平穏生活権」とは、原告らが居住していた地域において平穏で安全な日常的社会生活を送ることができる生活利益そのものであり、居住・移転の自由、平穏生活権、人格発達権、内心の静穏な感情を害されない利益をも包摂したものである。

2 学説について

このような考え方は、原発事故による損害論を研究している有力な学者によって提唱され、支持されている。

まず、吉村良一教授は、「個別利益の適切な賠償がなされるとしても、それによって被害の総体の補償がなされるわけではない。被害住民は、多様な（個々的に取り出すことが容易ではない）被害を総体として蒙っているのである。『ふるさとの喪失』がもたらした精神的損害や、放射線曝露による将来的な健康被害への恐れ、さらには、放射線被害への対応の差からくる家庭内に生じた問題等もある。重大な被害をひき起こした原因者に対する住民らの怒りといった要素も無視できない。」と述べている（吉村良一「福島原発事故被害の救済」法律時報85巻10号60頁以下、甲E共38）。

また、淡路剛久名誉教授は、原発事故による被侵害利益について「未曾有の本件原発事故によって侵害された被害者のもっとも基本的な権利法益はなんだろうか。この点を避難中の被害者に問えば、躊躇なく『地域での元の生活を根底からまるごと奪われたこと』、『家族離散による生活の破壊』、『故郷を失ったこと』などと答えられるであろう。…原発事故によって侵害され破壊されたのは、根本的には日常生活そのものであり、そこから様々な具体的な損害が生じる。…平穏な日常生活を営む権利は、原賠法によって保護されるべき保護法益（自由権、生存権、居住権、人格権、財産権を含む）であり、『包括的生活利益としての平穏生活権』（包括的平穏生活権）と呼ぶことができる。」としている（法律時報86巻4号100頁、甲E共39）。

さらに、淡路教授は、この「包括的生活利益としての平穏生活権」に内包される「故郷（ふるさと）、コミュニティから享受する利益」

について、以下の分析をしている。

「地域、コミュニティの機能とは、第1に生活費代替機能（野菜の交換等をいう）、第2に、相互扶助・共助・福祉機能（複数世代家族内、集落共同体内で互いに面倒を見ること等をいう）、第3に行政代替・補完機能（「区」を中心とする活動等をいう）、第4に、人格発展機能（子供の成長、地域の交流等）、第5に、環境保全・維持機能（里山の維持・管理等）であり、これらの機能を個々人が享受する利益の侵害が、本件における被侵害利益の重要な部分である」としている（淡路剛久「福島原発事故の損害賠償の法理をどう考えるか」環境と公害43巻2号4頁、甲E共40）。

このような分析は、「包括的生活利益としての平穏生活権」を理解する上で極めて参考になるものと思われる。

3 包括的生活利益としての平穏生活権の内容（総論）

(1) 本件における被侵害利益についての考え方

先に述べた通り、本件事故による被害は、原告らが本件事故前に居住していた場所において、平穏に生活し、人格を発達させ、内心の静穏を害されないという、人が人として生きる上で当然に享受すべき基本的な権利を、著しく侵害し、そして回復不能な状態に陥れたことである。

すなわち、本件事故による放射能汚染によって、原告らは広く憲法13条に由来する人格権そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権及び財産権を包摂する権利である「包括的生活利益としての平穏生活権」を害されたというべきである。そのように言わなければ、被害者の被害を適正に評価し尽くすことはできない。

(2) 裁判例

原告らが主張する「包括的生活利益としての平穏生活権」に近い考え方を示した判決として、ハンセン病訴訟熊本地裁判決（熊本地裁平成13年5月11日判決・判時1748号30頁）が挙げられる。

同裁判例は、隔離政策によって隔離された場合の被侵害利益に関する、

「憲法22条1項は、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住・移転の自由を有すると規定している。この居住・移転の自由は、経済的自由の一環をなすものであるとともに、奴隸的拘束等の禁止を定めた憲法18条よりも広い意味での人身の自由としての側面を持つ。のみならず、自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ、人と接しコミュニケーションすることは、人が人として生存する上で決定的重要性を有することであって、居住・移転の自由は、これに不可欠の前提というべきものである。」

「法の隔離規定によってもたらされる人権の制限は、居住・移転の自由という枠内での的確に把握し得るものではない。ハンセン病患者の隔離は、通常極めて長期間にわたるが、たとえ数年程度に終わる場合であっても、当該患者の人生に決定的に重大な影響を与える。ある者は、学業の中斷を余儀なくされ、ある者は、職を失い、あるいは思い描いていた職業に就く機会を奪われ、ある者は、結婚し、家庭を築き、子どもを産み育てる機会を失い、あるいは家族との触れ合いの中で人生を送ることを著しく制限される。その影響の現れ方は、その患者ごとに様々であるが、いずれにしても、人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれるのであり、その人権の制限は、人としての社会生活全般にわたるものである。このような人権制限の

実態は、単に居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせず、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対するものととらえるのが相当である。」
と判示した。

ハンセン病訴訟事件における被害者らは、法の隔離規定によつて、生活の本拠を奪われ、それによって「人生のありとあらゆる発展可能性」が大きく損なわれ、「人としての社会生活全般」を失われたというものである。

ハンセン病患者らは国の施策として隔離されたのであるが、本件原告らもまた、本件事故によって避難元において、事故前の生活利益、社会生活関係を維持するといった「平穏な生活を営むことができなくなり」、避難元に「住むことができなくなった」ものであり、その被侵害利益は共通している。いずれの被害者も、「被害の広範性、継続性、長期性、深刻性、全面性、地域社会と生活の根底からの破壊」といった特徴、さらにはそのような被害の根本原因が国策にあるという点において共通するものということができる。

- (3) 前述のように、包括的生活利益としての平穏生活権を構成する諸要素は相互に有機的複合的に関連し合っているものであるから、それを分解して論ずることは相当ではない。しかしながら包括的生活利益としての平穏生活権を構成する主要な要素については、既にこれまでの裁判実務等において是認されている権利である。以下では、その中核的要素であり、本件事故により大きく侵害されている身体的・精神的平穏生活権及び人格発達権について述べる。

4 包括的生活利益としての平穏生活権の内容（各論）

(1) 身体的・精神的平穏生活権

ア 意義

(ア) 訴状 128 頁以下で主張したとおり、被告らによる権利侵害は、平穏生活権侵害としての側面がある。もっとも、本項で述べる「平穏生活権」とは「包括的生活利益としての平穏生活権」の一部としての「身体権に直結した平穏生活権」及び「精神的人格権としての平穏生活権」を指す（分類は淡路『「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害と損害』（甲E共39・101頁以下による）。これらは「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」（憲法前文）、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（憲法13条後段）として、従来の裁判例において、いわゆる「人格権」の一種として認められてきたものである。

(イ) このうち、「身体権に直結した平穏生活権」は生命・身体に対して被害を受けるのではないかという具体的かつ深刻な恐れ・危機からの自由であり、廃棄物処分場等の施設から人体に有害な汚染水が流出した場合等に侵害が認められている。

廃棄物処分場の差止事例（仙台地決平成4年2月28日判時1429号109頁）において、裁判所は、

「人は、生存していくのに飲用水の確保が不可欠であり、かつ、確保した水が健康を損なうようなものであれば、これも生命或いは身体の完全性を害するから、人格権としての身体権の一環として、質量共に共存・健康を損なうことのない水を確保する権利があると解される」

と判示した。

(ウ) 後者の、「精神的人格権としての平穏生活権」は騒音被害事件や嫌忌施設による生活妨害事件のような場合に侵害される精神

的人格権である。騒音被害に関する事例（横田基地騒音訴訟控訴審判決：東京高判昭和62年7月15日判時1245号3頁）においては

「人は、人格権の一種として、平穏で安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穏生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有して」おり、騒音・振動等はこの平穏生活権に対する民法709条所定の侵害であるとしている。

(エ) これらの平穏生活権は原告が主張する「包括的生活利益としての平穏生活権」の一部を構成する中核的権利である。いずれも、人間が人間らしく生活するうえで不可欠な権利であり、これらを継続的に害されることは、すなわち平穏・安全な人生を奪われることを意味する極めて重要な権利である。その侵害による財産的・精神的侵害は生命・身体そのものの侵害に比肩するものといえる。

イ 本件事故による身体権に直結した平穏生活権及び精神的人格権としての平穏生活権に対する侵害

本件事故により、原告らの平穏で安全な生活は一変した。原告らの被害実態については、原告ら自身の声を引用した原告準備書面4で主張している。

原告らの居住する地域にも放射性物質による汚染は広がり、原告らの居住地では、軒並み、当時の基準値をはるかに超える放射線量が計測された。原告らはこのような事態により、自らが高濃度の放射線により被曝し、生命への危険を感じている。また、当時の被曝により、将来、重篤な健康被害を引き起こすのではないかという深刻な危惧を抱いている。本件事故以降、原告らがこの危惧から解放されることはありません、今後もこのような危惧に晒

され続けることとなる。

また、本件事故により避難生活を余儀なくされたことも、原告らの精神的苦痛を増大させている。避難途中における不自由で人間らしさを欠いた生活、避難先での不安ないし孤独感、避難を続けることへの葛藤といった感情に苛まれているのである。

原告らのこのような深刻な生命・身体への危険ないし危惧感、及び生活上の不安は想像を絶するものであり、身体権に直結した平穏生活権及び精神的人格権としての平穏生活権に対する重大な侵害である。

(2) 人格発達権

ア 意義

(ア) 訴状 129 頁以下で述べた通り、人間は、自らの選択に従い築き上げてきた地域コミュニティ（ふるさと）のもとで、人格を発達させる機会を保障されて初めて、人生の発展可能性を確保することができる。このような人生の発展可能性を享受する自由、すなわち人格発達権は、居住・移転・職業選択の自由（憲法 22 条 1 項）、財産権（憲法 29 条 1 項）、生存権（憲法 25 条 1 項）等の各権利としての側面もあるが、これらで評価し尽くされるものではなく、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（憲法 13 条後段）から導かれる重要な人格権として保障されている。

(イ) このことは、前記のハンセン病訴訟熊本地裁判決も認めているところであり、ハンセン病による隔離によって、

「人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれるのであり、その人権の制限は、人としての社会生活全般にわたるものである。このような人権制限の

実態は、単に居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせず、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対するものととらえるのが相当である。」
と判示している。

(ウ) 人格発達権は、これまでの生活基盤、社会生活関係すべてから得られる利益そのものである。したがって、かかる人格発達権が侵害された場合、人が形成する人格、家族、人間関係の全て、すなわちその者の人生全般において多大な困難を強いられることになる。したがって、人格発達権は人格権の中でも最も重要な権利の一つとして把握されるべきであり、その財産的・精神的侵害は生命・身体そのものの侵害に比肩するものといえる。

イ 本件事故による人格発達権の侵害

本件事故により、原告らは地域コミュニティを喪失し、人生の発展可能性を大きく損なった。地域コミュニティ喪失による様々な不利益は、一部ながら原告準備書面4で主張した通りである。

原告らは、長年住み慣れた土地からの避難を余儀なくされ、同じ地域内の家族や友人や同僚と離れ離れになり、連絡を取ることも困難となった。家族の一部が避難せざるを得ないことによって、それまで当たり前に出来ていた家族の交流ができなくなっている家庭も多い。生活費が増大して困窮している家族もいる。通い慣れた学校から見知らぬ土地の学校へ転校し、肩身の狭い思いをしている子どももいる。

原告らは本件事故により、それまで地域コミュニティから享受していた生活費代替機能、相互扶助・共助・福祉機能、人格発展機能等の利益を根こそぎ奪われたのであり、生活をゼロから再建

しなければならなくなつた。本件事故によるこれらの被害は人格発達権に対する重大な侵害である。

(3) 小括

原告らが本件事故による被侵害利益として主張する「包括的生活利益としての平穏生活権」は上に述べた各種の権利を包摂し、かつこれらを中核的要素とする権利である。

本件事故により、これらの中核的要素が大きく害された。これらの利益の侵害は原告らの故郷を奪い、人生を奪うことに他ならないのであって、通常の平穏生活権侵害の事案とは根本的に異なることに留意すべきである。

第3 「包括的生活利益としての平穏生活権」の性質

1 原状回復するまで侵害が続くこと

「包括的生活利益としての平穏生活権」に対する侵害は、金銭賠償措置も含めた原状回復が行われるまでの間、継続しているものと考えなければならない。なぜなら、平穏に日常生活を送ることは、憲法第13条等から当然に導かれるべき人格権的な利益であり、必ず原状回復がされなければならないからである。「包括的生活利益としての平穏生活権」は、それが侵害されている間は、日常生活において極めて深刻な負担が続いているのであり、必ずそこからの回復が図られなければならない。したがって、「包括的生活利益としての平穏生活権」は、侵害された時点でその権利が消滅して後は金銭賠償が図られるという性質の権利ではなく、原状回復がなされるまでには権利侵害が継続する性質の権利ということができる。

2 原状回復の困難性

「包括的生活利益としての平穏生活権」は、共同体等から享受す

る利益が同時に丸ごと奪われるような場合に侵害されるものであるから、これを侵害する脅威は、本件原発事故のように非常に強大かつ広域に及ぶものである。

また、「包括的生活利益としての平穏生活権」は地域社会から享受する利益を重要な一部としているところ、地域社会は、特定の地域において日々の生活の積み重ねによって形成されたものであるため、その地域での再生を希求する性質がある。

そのため、「包括的生活利益としての平穏生活権」の原状回復は、広範な地域の再生、復興と密接に関連するため、必然的に原状回復までに長時間を要することになる。本件原発事故においては、その被害の大きさ、特徴等に照らすと、原状回復は極めて困難であるといわざるをえない。

第4 まとめ

上記のとおり、「包括的生活利益としての平穏生活権」は、原告らが居住していた地域において平穏で安全な日常的社会生活を送ることができる生活利益そのものを表しており、多数の法益が包括され、それらが複合的に関連しあっている権利であるといえる。また、その性質上、原状回復がされるまで、権利侵害が続いているといえる。にもかかわらず、本件原発事故の被害は、現状を見る限り、原状回復はほぼ不可能であるといわざるをえない。

原告らは、このような「包括的生活利益としての平穏生活権」を侵害されているため、その損害は他の事故に比して非常に深刻なものであるといえる。

以上